

—4月1日から—

# 選定療養費が導入されます

本市では、市内の医療機関の協力の下、休日・夜間に入院治療や手術を必要とする急患・重症患者を受け入れる体制(夜間救急当番医制度)が輪番制により運営されています。

夜間救急当番医制度は昭和54年に始まりましたが、当時20以上あった医療機関は、現在8医療機関となり、医師不足の中、常にギリギリの状態での夜間の救急体制を維持している状況です。

そのような中、一般的に外来診療をしていない休日や夜間の時間帯に、緊急性のない軽症の方が救急外来を受診する「コンビニ受診」が後を絶たず、夜間救急当番医が疲弊しています。

医療機関の適正利用については、さまざまな形で啓発してきましたが、それでもコンビニ受診が後を絶ちません。このため、同制度に参加している川内市医師会立市民病院および済生会川内病院では、深夜のコンビニ受診を抑制し、制度を継続していくため、今年4月1日から、「選定療養費」を導入することを決定しました。

今回導入する選定療養費は、コンビニ受診抑制が目的であり、緊急・重篤な方の受診を抑制するものではありません。軽症の方が、深夜(23時)から翌朝(8時30分)までの間に夜間救急当番医を受診した場合は、通常の深夜診療費に加え保険適用外の別途料金(5,000円)を負担していただくこととなります。

市民の皆さんは、まず「かかりつけ医」を持ち、昼間の受診を心掛けてください。それでも昼間に受診できなかつたり、夕方から発病したりした方は、23時までに夜間救急当番医を受診するようお願いします。

どうぞ、理解いただき、夜間救急当番医制度の維持のために協力ください。

## 実施機関

- 川内市医師会立市民病院
- 済生会川内病院

## 実施内容

- 1 対象患者は、深夜(23時)から翌朝(8時30分)までの夜間救急当番医受診者で、検査・処置の必要がなく、医師による診察のみ、または診察と投薬のみの方などです。
- 2 通常の深夜診療費(一律5,000円の預かり金)に加え、選定療養費5,000円を別途負担していただきます。したがって、受診時に計10,000円が必要となります。
- 3 預かり金は後日精算します。

この選定療養費の対象外となる基準は以下のとおりです。詳細は問い合わせください。

- 医学的に緊急性・重篤性が認められ、緊急的な処置などが必要な方
- 妊産婦(産科疾患のみ)
- 小児(15歳未満)の場合、または小児科受診の場合

【問合せ先】= 川内市医師会立市民病院 ☎(22)1111 済生会川内病院 ☎(23)5221

# ストップ・ザ・コンビニ受診!!

—崩壊寸前の救急医療をみんなで守りましょう—

## 救急医療の現状

休日・夜間の救急当番医を利用する方の中には、緊急性のない軽症患者であるにもかかわらず、「医療施設もコンビニと同様に24時間いつでも対応してくれる」と勘違いし、外来診療を受け付けていない休日や夜間の時間帯に救急外来を受診する、いわゆる「コンビニ受診」が増えています。

これにより、医師不足の状況下にある本市の休日・夜間救急当番医でも、入院患者の急変時の対応が困難になったり、当番医師の業務負担が増えたりすることで、平常の診療業務に支障を来しています。

一人でも多くの尊い命を守るため、また、自分自身や家族がもしもの事態に置かれたときに安心して救急医療を受けられるよう、適正な受診を心掛け、私たち自身で地域医療を守りましょう。

\* 休日や夜間の救急当番医は、広報薩摩川内「お知らせ版」および市ホームページ上に掲載してあります。

## 受診のマナー ～休日や夜間の病院受診をする前に～

- 1 平日の診療時間内に受診することはできないか、もう一度よく考えてみましょう。
- 2 昼間にどうしても受診できなかった方や夕方から調子が悪くなった方は、23時までに救急当番医を受診しましょう。  
\* 夜間は医療費が割増料金になります。(特に22時以降)  
\* 23時以降の軽症受診者を対象に、別途、選定療養費(5,000円)を負担いただく場合があります。(3ページ参照)
- 3 事前に、受診する医療機関に電話して症状を伝えましょう。
- 4 救急のときは119番に通報し、救急車を呼びましょう。

夜間救急当番医の診療時間は原則**23時まで**です。



## 子どもの急な病気で心配になったときは「#8000」へ

夜間に子どもの急病で困ったときは、小児救急電話相談を利用ください。子どもの症状に応じた適切な対処法など、アドバイスが受けられます。

## ☎ #8000(局番なし)または ☎ 099(254)1186

【相談時間】 平日・土曜日= 19時～翌朝8時  
日曜日・祝日・年末年始= 8時～翌朝8時

子どもの症状チェックには、下記ホームページを活用ください。  
「こどもの救急」☎ <http://kodomo-qq.jp/>

## 休日・夜間の救急当番医などの医療情報

- 休日・夜間の救急当番医のお知らせ
  - 広報薩摩川内「お知らせ版」(毎月25日ごろ発行)
  - 広報電話 ☎0120(894)256
  - 消防テレホンサービス ☎(27)1199

## 問合せ先

薩摩川内市 市民福祉部 市民健康課  
〒895-0055 西開聞町6番10号(川内保健センター内)  
☎(22)8848 ☎(22)8038

